

北海道建築士会は34支部あります。地域の活動や情報、建築に関する様々なご相談は各支部にお問い合わせください。

(支部名)	(〒)	(所在地)	(所属)	(TEL)	(FAX)
札幌支部	060-0042	札幌市中央区大通西5丁目11番地 大五ビル6F	(一社)北海道建築士会内	011-232-1843	011-222-0924
千歳支部	066-0047	千歳市本町1丁目16	千歳建設業協会内	0123-22-2428	0123-22-2104
恵庭支部	061-1431	恵庭市有明町3丁目5-5	(株)歳桃組内	0123-33-8478	0123-33-9554
北広島支部	061-1192	北広島市中央4丁目2番地1	北広島市役所建設部建築課内	011-372-3311	011-372-0840
石狩支部	061-3216	石狩市花川北6条1丁目5番地	石狩市建設事業協会内	0133-73-5170	0133-73-8228
函館支部	040-0036	函館市東雲町5番11号 寺井ビル3階		0138-27-6858	0138-27-6859
桧山支部	043-0022	檜山郡江差町字伏木戸町634番地	(株)田畑建設内	0139-52-0856	0139-52-2358
小樽支部	047-0034	小樽市緑1丁目5番1号	阿部建設(株)内	0134-23-6221	0134-33-8621
後志支部	044-0031	虻田郡倶知安町南1条西1丁目15	横関建設工業(株)内	0136-22-0138	0136-22-5279
岩内支部	045-0011	岩内郡岩内町字栄186番地	鈴木建設(株)内	0135-62-1234	0135-62-5919
余市支部	046-0022	余市郡余市町沢町1丁目10番地	中山建設(株)内	0135-22-5194	0135-23-6044
古平支部	046-0113	古平郡古平町大字港町3番地	(株)福津組内	0135-42-2153	0135-42-2766
室蘭支部	050-0081	室蘭市日の出町2番6号-205		0143-84-1733	0143-84-1733
苫小牧支部	053-0005	苫小牧市元中野町4丁目15-12 元中野ビル	(株)渡辺建築設計内	0144-38-8178	0144-38-8177
日高支部	056-0017	日高郡新ひだか町静内御幸町1丁目1-42号	静内産業土建(株)内	0146-42-1395	0146-42-2943
空知支部	068-0024	岩見沢市4条西13丁目15番地	(株)仁志建築事務所内	0126-24-6979	0126-23-7958
北空知支部	074-0002	深川市2条19番19号	深川建設会館内	0164-22-1501	0164-22-1502
留萌支部	077-0007	留萌市栄町1丁目1-3	(有)大館板金製作所内	0164-42-1132	0164-42-1132
旭川支部	070-0039	旭川市9条通12丁目ハタケヤマビル6階	建築指導センター旭川支所内	0166-22-8894	0166-26-1758
士別支部	095-8686	士別市東6条4丁目1	士別市建設水道部都市整備課建築係内	0165-26-7801	0165-22-1750
富良野支部	076-0011	富良野市末広町18番14号	(株)軽米組内	0167-22-3518	0167-22-3519
上富良野支部	071-0561	空知郡上富良野町大町2丁目2番11号	上富良野町建設水道課内	0167-45-6981	0167-45-5362
名寄支部	096-0014	名寄市西4条南9丁目	(株)大野組内	01654-2-3137	01654-2-3138
十勝支部	080-0016	帯広市西6条南6丁目3番地 ソネビル2階		0155-27-1888	0155-27-1889
釧路支部	085-0013	釧路市栄町9丁目9番地5	(有)金子設計事務所内	0154-31-1231	0154-31-1231
根室支部	087-0025	根室市西浜町4丁目131番地	conno home design内	0153-22-4000	0153-22-8730
中標津支部	086-1025	標津郡中標津町東25条南5丁目6番地	(株)日建ハウジング内	0153-73-2619	0153-72-4141
網走支部	093-0006	網走市南6条東2丁目12番地	山口工務所内	0152-44-6902	0152-43-3235
北見支部	090-0066	北見市花月町18番地18	(株)清和設計事務所内	0157-61-1131	0157-61-1132
美幌支部	092-0064	網走郡美幌町青葉1丁目7-10	(有)山岸工務店內	0152-73-6363	0152-73-4943
紋別支部	094-8707	紋別市幸町2丁目1-18	紋別市建設部都市建築課内	0158-24-2111	0158-23-1019
遠軽支部	099-0414	紋別郡遠軽町南町3丁目1番地	(株)渡辺組内	0158-42-3171	0158-42-8502
斜里支部	099-4113	斜里郡斜里町本町16番1	(株)河面組内	0152-23-3171	0152-26-8000
宗谷支部	097-0021	稚内市港5丁目5-15	藤建設(株)内	0162-23-4810	0162-24-4287

注) 支部事務局所在地は変更になる場合があります。



建築士会は
建築士のネットワークの中心にある
キーステーションです。

建築士会

Society of Architects & Building Engineers

※入会について

入会金は無料。年会費は正会員 15,000 円 (準会員 12,000円)。ただし一部の支部は異なります。申込みは、下記申込書又はホームページから申込書をダウンロードしていただき、必要事項をご記入の上、各支部へFAXにてお申込ください。

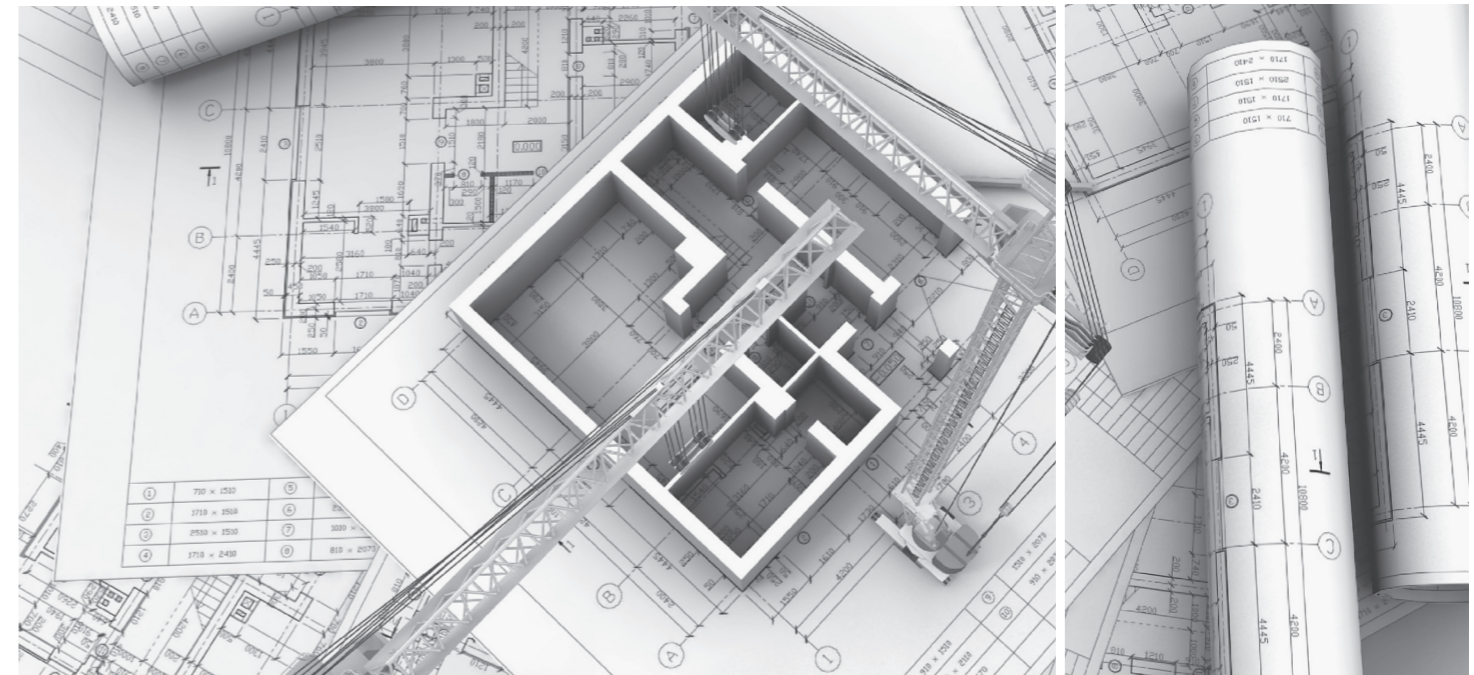
(一社) 北海道建築士会 入会申込書

令和 年 月 日

フリガナ		生年月日	平成 年 月 日	性別	男・女
氏名	印		昭和		
会員種別	正 会 員 ・ 準 会 員 ・ 賛 助 会 員				
建築士の資格	級	登録	番号	() 第	号
	木造		年月日	年 月 日	
現住所	〒	Tel. ()			
		Fax. ()			
勤務先又は職業	名称				
	所在地	〒	Tel. ()		
			Fax. ()		
所属産業	1. 建築設計事務所 2. 構造設計事務所 3. 設備設計事務所 4. 積算事務所 5. コンサルタント 6. 建設業 7. プレハブ住宅業 8. 製造業 9. 金融・保険業 10. 商業 11. 不動産業 12. 官公庁 13. 公社・公団 14. 学校 15. その他				
職域領域	1. 構造設計 2. 設備設計 3. 積算見積 4. 調査・鑑定・企画 5. 建築設計一般 6. 工事監理 7. 都市設計 8. 技能労務 (大工など) 9. 現場管理 10. 経営 11. 営業 12. 試験・研究 13. 維持管理 14. 建材製造・開発 15. 代理業務 (代願) 16. 行政 17. 教育 18. その他建築に関係あるもの 19. その他				

問合せ先 〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11番地 大五ビル6F
TEL: 011-251-6076 / FAX: 011-222-0924 E-Mail info@h-ab.com

一般社団法人
北海道建築士会



ホームページ <http://h-ab.com/>

一般社団法人
北海道建築士会



建築士会は 建築士のための 情報コミュニティの発信拠点です。

建築士会の活動 —社会貢献をめざします—

建築士会を通じた繋がる関係は、建築士会でしか築けない**一生の大きな財産**です。
様々なジャンルの建築士と活動することができ、そこからは**色々な発見や気付き**があります。
建築士会ではまちづくり、青年、女性委員会など様々な場で**興味・関心のある活動へ参加**することが出来ます。
まちづくりや景観を守る活動、防災・減災・安全対策など、**建築・まちづくり行政との連携活動**を行っています。



【地域貢献の事例：青年委員会の活動】

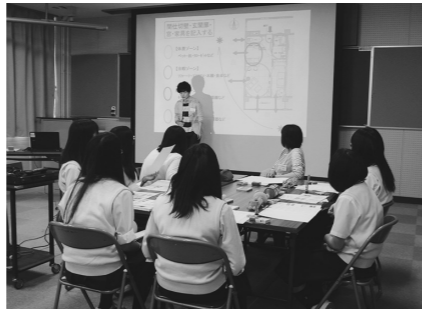
毎年「**青年建築士の集い**」を開催し、令和元年5月には胆振東部地震被災地の仮設住宅に棚や手摺などを設置する**災害ボランティア活動**を行いました。また、子供たちの心のケアを目的に小学生以下を対象とした「**木で遊ぼう！マイ箸作り**」を実施したり、**建築士の日（7月1日）のイベント**として、「**お仕事体験イベント**」や「**建築相談会**」を実施しています。各地でのイベントを通じて、仲間作りや資質向上を目指した活動を行っています。

写真：胆振東部地震の被災地ボランティア

【社会貢献の事例：女性委員会の活動】

将来の住まい手や**住まいづくりの担い手**となる**子どもの意識向上**を図ることを目的として、高等学校の住居分野授業で建築士会オリジナル教材を使った「**高等学校への住教育出張講座（H25年～）**」を開催し、開催校近郊の**支部会員が派遣講師として活動**しています。
また、年に一度、全道から女性建築士が集まり見学会や勉強会を行う「**全道女性建築士の集い**」を開催し、知識を深め交流を図っています。

写真：住教育出張講座



【まちづくり活動の事例：まちづくり委員会の活動】

地域に密着した**まちづくり活動の推進**や、これからのまちづくりリーダーとなる人材（建築士）の育成、さらには一般住民の方々へまちづくりに興味をもていただくことを目的に「**景観まちづくり塾**」といった**まちあるきやバスツアー、勉強会やシンポジウム**等のイベントを開催しています。また、北海道建築士会は北海道及び札幌市より「**景観整備機構**」の指定を受け、行政と建築士会が連携し、より良い景観形成に努めています。

写真：景観まちづくり塾 in 小樽



【スキルアップ：各種講習会の開催】

建築士事務所所属の建築士に義務付けの「**建築士定期講習**」、建設工事に配置される監理技術者に義務付けの「**監理技術者講習**」、実務に役立つわかりやすい解説書を使った「**建築基準法講習会**」、宅地建物取引業法の既存住宅状況調査に係る「**既存住宅状況調査技術者講習**」、工事の着工から竣工、維持保全までイラスト表現で解説した「**建築生産入門講習会**」、多くの工事で採用されている総合図の作成・表現方法を解説した「**総合図作成ガイドライン解説講習会**」など、様々な講習会を行っています。またCADからBIMへの流れの中、その推進に取り組んでいます。

写真：各種講習会の開催



【全道大会の開催】

全道から会員が集まり、建築士の技術・知識を高め、より専門性を高めることを目的として、年に1度、道内支部の所在地で毎年場所を変えて開催しています。**地域貢献・実践活動などに係るテーマを設定し、分科会（勉強会・研究会）、講演、トークセッション、見学会**などを企画し実施しています。建築士会の会員は、設計、施工、行政や教育など**多様な建築士**が集まっており、**オープンな議論や情報交流**を図ることができます。

写真：分科会の開催（勉強会・研究会）



建築士会は地震災害時の応急危険度判定活動に積極的に取り組んでいます。

応急危険度判定 —地域への貢献—

北海道は地震の発生が多く、**震災への対応**を常日頃より身につけておく必要があります。本会は、被災後の二次災害を防ぐため速やかに応急危険度判定活動を行う**応急危険度判定士**の認定に係る講習会を実施しています。判定士を対象にいざという時の為に**机上訓練**を開催し準備を整え、判定士の会員には**ネットワークを活用した最新情報の提供**を行っています。また、判定活動運営の要となる**応急危険度判定コーディネーター**の研修も行っていきます。**2016年の熊本地震**発生の際は、行政とともに道内初の民間から派遣の応急危険度判定士として**本会会員2名が判定活動**を行いました。

応急危険度判定机上訓練



応急危険度判定活動



建築士会は建築士の実績をアピールしています。

継続能力開発(CPD)制度 —スキルアップしつづける建築士の証—

CPD制度は、建築士の「**実務と研修の実績を記録証明し社会に示す制度**」で、建築士会では、2002年より自主的にCPD制度を始め、意欲的な会員の支持を受けて運営してきました。2009年施行の建築士法の改正で、**すべての建築士に対する研修を行うことが建築士会に義務付けられたこと**で、2010年より**すべての建築技術者にCPD制度を提供**しています。また、行政によっては、**工事や設計監理業務の入札においてCPDの実績が評価点に加点**され、また**公共工事の入札参加に必要な経営事項審査においても評価の対象**になるなど活用が図られています。CPDプログラム情報は建築士会のHPをご覧ください。

建築士会の専攻建築士制度 —仕事のできる建築士の証—

専攻建築士制度は、建築士会が高度多様化する建築士の職域を分かりやすく表示し（「まちづくり」や「統括設計」、「建築生産」など8つの専攻領域）、**建築士の役割と責任、その能力を市民・ユーザーに明確にできる制度**です。建築士免許の取得後、**専攻領域の実務に5年以上従事し、責任ある立場で携わった実務件数が3件以上あり、規定のCPD単位（年間12単位）を取得**していれば専攻建築士として認定され、**5年毎に登録を更新**しています。



建築士会は充実した補償制度で建築士をバックアップしています。

補償制度 —業務関連から所得補償までサポート—

建築士会では**会員だけを対象**とした設計から工事に関連する**様々なリスクに備えて**、2つの業務関連の補償制度「**けんばい**」「**NEWこうばい**」をはじめ、ケガや病気で働けなくなった時、**所得を補償する共済補償制度**をご用意しています。

■建築士賠償責任補償制度(けんばい)

建築士賠償責任補償制度は、**建築物の設計・監理業務上のミス**で建築物の物理的滅失・毀損事故が発生し、建築物や人に被害を与えた際の**賠償責任に備える補償制度**です。

■工事総合補償制度(NEWこうばい)

建設業者の皆様を**さまざまなリスク**からしっかりとガードするもので、建設中から工事の完成引渡し後の**第三者への賠償責任補償**に加えて、建設中の**建物の火災や資材の盗難にも対応する建設工事補償**に加入することにより、**万全な補償を確保**することができる制度です。

■新所得補償プラン(平成20年10月改定)

業務中、業務外を問わず、**病気またはケガにより休業（就業不能）**としている間の**所得を、8日目から1年間を限度として補償する制度**です。団体割引20%が適用されているので掛金が割安です。さらに、オプションとして「がん」や「疾病」に対する補償をご希望により選択することができます。

■グループ保険(団体定期保険+傷害保険)

病気や不慮の事故による死亡、ケガによって入院された場合を補償する制度です。従業員の方に対する弔慰金や死亡退職金・災害保険金制度として利用されています。